

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和4年度大学・高専機能強化支援事業
に関する報告書及び同報告書に付する文部
科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の5第1項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和4年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 令和4年度大学・高専機能強化支援事業 に関する報告書及び同報告書に付する文部 科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和4年度
大学・高専機能強化支援事業に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和4年度
大学・高専機能強化支援事業に関する報告書に付する
文部科学大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和4年度大学・高専機能強化支援事業
に関する報告書

目 次

I. 令和4年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書・・・・・・・・・・ 3

II. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

資料1 大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱

(令和5年2月20日 文部科学大臣決定)

資料2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規

則(令和5年3月7日 規則2号)

資料3-1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金運用基準

(最終改正 令和5年3月17日 機構長裁定)

3-2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会設置要項

(最終改正 令和2年4月1日 機構長裁定)

資料4 参照条文等

I. 令和4年度大学・高専機能強化支援事業に 関する報告書

令和4年度大学・高専機能強化支援事業について

1. 基金の概要

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、令和5年2月20日に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」（令和4年法律第94号）の施行に伴い、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、機構の業務に、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日 文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に基づき大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務等（助成事業の名称は「大学・高専機能強化支援事業（以下「助成事業」という。））」が追加された。また、同改正において、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けるとされたことを受け、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和5年2月20日 文部科学大臣決定（資料1））に基づき3,002億円が機構に交付され、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則（令和5年3月7日 規則2号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金が造成された。

2. 基金の管理体制等

基金の運用・管理については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金運用基準」（最終改正令和5年3月14日 機構長裁定（資料3-1））を改正し、当該基金についても安全性の確保を最優先に流動性の確保及び収益性の向上を原則とした取扱いを定めた。また、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会設置要項」（最終改正令和2年4月1日 機構長裁定（資料3-2））に基づき、機構長を委員長とする資金管理委員会を設置している。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（単位：百万円）

		令和4年度	令和5年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		—	300,239
収入	国からの資金交付額	300,242	—
	運用収入	—	—
	その他	—	—
	合計(b)	300,242	—
支出	事業費	—	4,398
	管理費	3	302
	合計(c)	3	4,700
国庫返納額(d)		—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		300,239	295,538
(うち国費相当額)		(300,239)	(295,538)

4. 助成事業の交付決定件数・交付決定額

		令和4年度
交付決定件数（単位：件）		—
交付決定額（単位：百万円）		—

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務に活用されることになるため、令和4年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

（令和4年度末基金残高）÷（令和5年度以降業務に必要となる額）

6. 助成事業の目標に対する達成度

中長期的な人材育成の観点から、科学技術・イノベーション基本計画等の政府全体の戦略・方針に掲げられているデジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付することにより、全国各地における当該成長分野の学部等の設置等を促進するため、事業初年度となる令和4年度は、基金を設置し体制・関係規則等を整備するとともに、事業の効果的な運用のため文部科学省等と協議を行い、次年度以降の助成事業の募集等に向けた準備を行った。

II. 參考資料

(資料1)

大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱

令和5年2月20日
文部科学大臣決定

(通則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号。以下「法」という。）第16条の4第4項の規定に基づく大学等成長分野転換支援基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に、法第16条第2項の規定に基づき機構が行う大学若しくは高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者への助成事業（以下「助成事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下「基金」という。）の造成を目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、機構が助成事業を行うための基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金造成事業の実施に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 機構は、基金造成事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

- イ 基金の名称
- ロ 基金の額
- ハ 上記ロのうち国費相当額
- ニ 助成事業の概要
- ホ 助成事業の目標
- へ 助成事業の採択に当たっての公募方法、公募期間、審査基準、審査体制

二 基金造成事業の内容を変更する場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の

承認を受けなければならない。

- 三 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 基金造成事業が予定の期間内に完了しない場合又は基金造成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 六 基金造成事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
- イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
- ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、法第 16 条の 4 第 2 項の規定に基づき、基金に充てるものとする。
- ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により助成事業に係る経費を配分した大学等の設置者等からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
- ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。
- ホ 機構は、法第 16 条の 5 の規定に基づき、業務の収支の状況等について、次の事項を記載した報告書を毎年度作成し、大臣に提出しなければならない。
- (1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
 - (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）
 - (3) 助成事業の交付決定件数・交付決定額
 - (4) 保有割合
 - (5) 保有割合の算定根拠
 - (6) 助成事業の目標に対する達成度
- ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。
- ト 助成事業の終了により、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（交付申請手続）

第 6 条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 1 による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 7 条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式 2 による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的

な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を提出しなければならない。

(変更申請手続)

第9条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式3による変更交付申請書を大臣に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第10条 機構は、第7条第1項により交付決定通知を受け、補助金の支払を受けようとするときは、別紙様式4による支払請求書を官署支出官大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第11条 大臣は、基金造成事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 機構は、基金造成事業が完了した日から30日を経過した日(基金造成事業の廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日)又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式5による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合に、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 大臣は、基金造成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しく

はこれに付した条件を変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が補助金を基金造成事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が基金造成事業に関し不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で加算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

第 15 条 機構は、基金造成事業の経理について、基金造成事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 16 条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。次条において同じ。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 17 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下この条において「通知等」という。）について、機構が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。

(資料2)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則

令和5年3月7日

規則2号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の4第1項の規定に基づき設置される大学・高専成長分野転換支援基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対する学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。）の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に基金を設置する。

(基金の財源)

第3条 基金は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和5年2月20日文科科学大臣決定）に基づき政府から条件を付して交付される補助金及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされる寄附金を財源として構成する。

(基金の資金運用)

第4条 基金は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に規定する方法により運用するものとする。

附 則

この規則は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和5年2月20日文科科学大臣決定）第13条に基づく、大学等成長分野転換支援基金補助金に係る文科科学大臣による額の確定のあった日から施行する。

(資料3-1)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金運用基準

平成28年3月31日
機 構 長 裁 定
最終改正 令和5年3月17日

(目的)

第1 この基準は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理方針（平成21年1月20日機構長裁定。以下「資金管理方針」という。）第4の規定に基づき、資金の運用に際して、有価証券、預金の預け先金融機関及び金銭信託の選定基準を定めるものである。

(運用対象とする金融商品)

第2 資金の運用は、資金管理方針第4に定める金融商品（以下「金融商品」という。）のうち、運用を行おうとする際に最も高い収益が見込まれ、安定的かつ効率的に運用できる金融商品によって行うものとする。

(金融商品の保有)

第3 第2に定める金融商品（満期又は償還期限のあるものに限る。）の保有に当たっては、原則として、満期又は償還期限まで保有するものとする。ただし、次に掲げる場合に限り、機構長の承認を得て、途中解約又は売却を行うことができる。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 資金の流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 資金の安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、金融商品の入替えを行う場合

(適格格付機関の定義)

第4 この基準において、適格格付機関とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、「銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」（平成19年金融庁告示第28号）により指定された格付機関をいう。

ただし、新しい告示が制定された場合には、新しい告示により指定された格付機関とする。

(有価証券の購入先金融機関)

第5 有価証券の購入先金融機関は、市場での取引を考慮し、野村証券、大和証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、SMBC日興証券とする。

(預金の預け先金融機関)

第6 預金の預け先金融機関（以下「預け先金融機関」という。）は、次に掲げる基準に合致した金融機関とする。

- (1) 自己資本比率が、国際統一基準による8%（国内業務のみの場合は、国内基準4%）以上であること。
- (2) 適格格付機関の格付けにおいて、金融庁長官が指定する2社以上の適格格付機関から「A-」格以上の格付けを得ていることを条件とし、かつ、適格格付機関のいずれからでも「BB」格以下の格付けを得ていないこと。

(資金運用の期間)

第7 資金運用を行う期間は、一般勘定の資金については、12ヶ月を上限とし、施設整備勘定及び助成業務等勘定の資金については各勘定において実施する事業の安定的・継続的な助成業務の財源を得るため、長期的な運用を行う。ただし、当該事業の実施のために財源の確保が必要となる場合や金融情勢の変化に対応することが適切な場合などに備えて、長期的な運用にこだわることなく、事業に必要な金額を十分確保することを念頭に弾力的な運用を行うことができる。

(金銭信託の選定基準)

第8 金銭信託での運用を行う場合は、信託業務を営む金融機関に対して聴き取りなどの市場調査を行い、安全性、流動性及び収益性を十分考慮しながら、最も適切なものを選択し決定するものとする。

(金融機関からの引合書、提案書の提出)

第9 運用を行おうとする場合、複数の金融機関に引合書を提出させ決定するものとする。
2 前項により難しい場合は、提案書を参加金融機関から提出させることができる。

(金融商品の決定)

第10 金融商品は次に定めるところにより決定する。

- (1) 金融機関から提出された引合書又は提案書に基づき、有価証券については利回り、預金については利率の最も高い金融商品から選定し、運用額に達するまで順次決定する。
- (2) 金融商品の運用期間については、運用日数の8割以上を満たす期間とし、引合書に記載した期間を超えてはならない。
- (3) 提示された金融商品の購入に当たっては1千万円単位で行う。
- (4) 落札に当たっては、(1)から(3)までの選定基準を適用した上で、より大きな収益を得る視点から金融商品を選定する。

(5) (4) により得られる収益が同額だった場合、抽選により選定するものとする。

(金融機関の経営状況の把握)

第11 経理責任者は、運用先の金融機関の経営状況に関する情報を年度当初及び随時に収集し、財務指標の動向等を把握するものとする。

附 則

この基準は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月9日)

この基準は、平成29年3月9日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日)

この基準は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱(令和5年2月20日文科科学大臣決定)第13条に基づく、大学等成長分野転換支援基金補助金に係る文科科学大臣による額の確定のあった日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日)

この基準は、令和5年3月17日から施行する。

(資料3-2)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会設置要項

平成28年3月31日
機 構 長 裁 定
最終改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理方針（平成21年1月20日機構長裁定）第5の2の規定に基づき、資金について、安全性及び流動性を確保するとともに効率的に運用・管理を行うことを目的に大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。
一 効率的、効果的な資金運用の基準に関すること。
二 資金の運用管理に関すること。
三 その他資金運用に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は委員長1人、委員若干人をもって組織する。
2 委員長は機構長をもってこれに充てる。
3 委員は、機構長の指名する理事、審議役、管理部長、大学連携・支援部長、機構長の指名する調査役、会計課長及び国立大学施設支援課長並びに必要なに応じ機構長が指名した者とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

(招集及び開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。
2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は会計課が国立大学施設支援課と連携して行う。

(その他)

第7条 委員会の運営に必要な事項は、この要綱に定めるほか、委員会において定めるものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日）

この要項は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

参照条文等

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律百十四号)(抄)

(機構の目的)

第三条 (略)

- 2 機構は、前項に規定するもののほか、文部科学大臣が定める第十六条の二第一項に規定する基本指針に基づいて学部等(大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。)の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十六条 (略)

- 2 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 次条第一項に規定する基本指針に基づき、大学若しくは高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、同条第二項第一号に規定する分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更(以下「設置等」という。)に必要な資金に充てるための助成金(以下「助成金」という。)を交付すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(助成業務の実施に関する基本指針)

第十六条の二 文部科学大臣は、前条第二項第一号に掲げる業務(次条第一項及び第二項において「助成業務」という。)の実施に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野
- 二 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項
- 三 助成金の交付の方法に関する基本的な事項
- 3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、その基本指針を公表しなければならない。

(助成業務の実施に関する方針)

第十六条の三 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下この条において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

2 実施方針には、助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法、助成金の交付の方法その他助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものを定めるものとする。

3 文部科学大臣は、実施方針の内容が基本指針に適合するときは、認可するものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

(基金)

第十六条の四 機構は、第十六条第二項に規定する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 前項の基金（以下この条及び第二十七条第三号において「基金」という。）の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(国会への報告等)

第十六条の五 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十六条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 助成業務等
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金及び同条第二項第一号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同

法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 基本指針を定め、又は変更しようとするとき。
- 二・三 （略）

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）（抄）

（勘定区分）

第十四条の二 （略）

- 2 機構は、前項に規定するほか、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更）

第十八条 機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 大学の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更
- 二 大学の学部、学科、研究科及び専攻並びに高等専門学校の学科の収容定員の増加
- 三 大学の学科及び専攻並びに高等専門学校の学科に設定される履修上の区分に係る変更（前二号に掲げるものを除く。）

（機構法第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

第十九条 機構法第十六条の三第二項に規定する助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものは、同法第十六条第二項第一号に規定する業務の実施体制その他の事項とする。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構業務方法書（平成16年4月1日
最終変更 令和5年3月7日）

（大学・高専成長分野転換支援）

第13条の2 機構は、機構法第16条の2第1項に規定する基本指針及び同法第16条の3第1項に規定する実施方針に基づいて、大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

2 機構は、前項に定める業務に附帯する業務を行う。

3 機構は、前2項に定めるもののほか、前2項の大学・高専成長分野転換支援業務に関し必要な事項については、別に定める。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標
（中期目標）（文部科学大臣認可 令和5年3月6日）

6 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の4第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、基本指針に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和4年度大学・高専機能強化支援事業に
関する報告書に付する文部科学大臣の意見

文部科学大臣意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（令和四年法律第九十四号）第十六条の五第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和4年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和4年度大学・高専機能強化支援事業については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構においては、事業の効果的な運用を目指し、文部科学省等と連携を図りつつ、体制・関係規則等の整備を進めるなど、着実に事業を実施した。
2. 基金の管理については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金運用基準の改正を行い、また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構資金管理委員会設置要項に基づき、機構長を委員長とする資金管理委員会を設置し、安全性の確保を最優先に、流動性の確保及び収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。